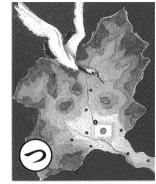




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月29日(水) 号外(第7号)

目次

ページ

教育委員会訓令

○職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)

2

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第三号

事務局

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十九日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)」を「第二十八条の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

別表勤務時間の欄及び週休日の欄中「短時間勤務職員」を「定年前任用短時間勤務職員」に改める。

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(以下この項において「新規程」という。)第三条第一項に規定する定年前任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
